

令和2年5月8日

保護者の皆様

京都市立明親小学校
校長 緩詰 研二

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業期間の延長について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、また、長期にわたる新型コロナウイルス感染拡大防止の取組についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、政府による緊急事態宣言並びに京都府知事による休止要請が延長されたことを受け、本市立学校・幼稚園の臨時休業期間を5月31日（日）まで延長することが教育委員会において決定されました。

そこで本校においても、下記のとおり臨時休業を延長しますので、ご連絡申し上げます。

また、臨時休業期間の長期化に伴い、保護者の皆様にもご心配を頂いております、子どもたちの学習面等での取組については、来週の早い段階で改めてお知らせさせていただきます。

記

1 臨時休業期間の延長について

（1）臨時休業の延長

5月31日（日）まで延長いたします。

※ なお、今後の国及び京都府の動向や本市域の感染状況等を踏まえ、期間を変更することがありますので、その際は、速やかにお知らせさせていただきます。

（2）特例預かり等の実施について（小学校・義務教育学校前期課程）

引き続き、やむを得ずご家庭で過ごすことが難しい子どもたちに限り、特例預かりを実施します。詳細については、5月13日以降にお知らせする「臨時休業期間中の児童の特例預かりの実施について」をご覧ください。

2 臨時休業期間の不要不急の外出自粛と健康観察の徹底

（1）緊急事態宣言が継続された趣旨を踏まえ、引き続き、不要不急の外出を控えるよう、各ご家庭でもご指導をお願いいたします。また、早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣を維持するとともに、適宜、保護者と一緒に散歩をするなど、戸外での軽い運動も行うようにしてください。

（2）「健康観察票」をもとに、引き続き、子どもたちと一緒に健康観察に取り組み、子どもたちはもとより、ご家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していただきますようお願いいたします。

なお、5月13日以降に延長期間分の「健康観察票」をお届けしますので、それを活用してお取り組みください。

（3）ご家庭において、次のような状況が起った場合は、速やかに学校（電話 631-2077）へ連絡してください。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- 御家族などが感染され、お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

（4）臨時休業期間中の子どもたち・保護者様等へのお知らせについては、本校ホームページ及びPTA配信メールにて随時掲載・配信しますので、できる限り、毎日、ご確認いただくようお願いいたします。